

各位

## 参加資格に関する質問回答書

「倉敷市児島モーターボート競走場選手宿舍整備事業 公募型プロポーザル」の参加資格に関する質問事項に対しては、次のとおり回答します。（各者統合）

NO	資料名及びページ番号	質問事項	回答
1	実施要領 P.13 4-1) 4-3)	統括責任者、現場代理人、監理技術者、建設業務主任技術者（建築）の4つの兼任は認められますか。	認めます。
2	実施要領 P.11 f) 及び P.35	建設業務主任技術者（電気設備）について、JV第1構成員への在籍出向社員でも良いという認識でよろしいでしょうか。転籍出向まで求められますか。	よろしい。 転籍出向までは求めません。 なお補足として、雇用関係を問わない技術者については、他の構成企業又は協力企業、或いは協力企業としては参加しないものの、参加者から業務等の一部を受託、又は請負等（1次下請負までに限る。）することが予定されている企業からの配置も可とします。
3	実施要領 P.10イ) b)	JV第1構成員も電気、管の建設業許可は不要という認識でよろしいですか。	よろしい。
4	様式5-1 建設企業 施工実績②	表の上から4行目の右欄が【施設名】となっていますが、【用途】に修正して提出と考えてよろしいでしょうか。	よろしい。
5	実施要領 11頁	エ 構成員の資格要件（第2構成員）について、建築工事として発注された、耐震補強工事等の改修工事は実績として認めていただけると解釈してよろしいでしょうか。	よろしい。
6	様式5-1 建設企業 施工実績 (第2、3構成員)	耐震補強工事を施工実績として記載する場合、区分へ【 <input checked="" type="checkbox"/> 改修】を追記してもよろしいでしょうか。	よろしい。
7	様式5-3 ア 統括責任者  実施要領 13～14頁  評価基準 別表1	実施要領4.4 (1) 統括責任者のイについて、監理技術者として履行した実績を有することと記載がありますが、主任技術者又は現場代理人として工事着手から工事完了まで従事した者を配置できるように変更していただけませんか。	実施要領等に定めるとおりとします。

NO	資料名及びページ番号	質問事項	回答
8	様式5-3 ウ 設計業務主任技術者 カ 建設業務主任技術者 ク 工事監理業務主任技術者  実施要領14～15頁  評価基準別表1	実施要領4.4(3)設計業務主任技術者の【イ 建築(構造)】、【ウ 電気設備】、【エ 機械設備】、(6)建設業務主任技術者の【イ 電気設備】、【ウ 機械設備】、(8)工事監理業務主任技術者の【イ 建築(構造)】、【ウ 電気設備】及び【エ 機械設備】において、各資格を有する者は構成企業でなく、1次下請け等の資格を有する者の配置が可能と解釈してよろしいでしょうか。	回答NO.2のとおり。
9	様式5-1 参加資格確認調書(建設企業)	施工実績の区分に関して、倉敷市から建築工事として発注された耐震補強工事は「改築」に該当するのかわかるか	回答NO.5、及びNO.6のとおり。
10	様式5-1 参加資格確認調書(建設企業)	施工実績の延べ面積に関して、上記耐震補強工事の場合は該当建物全体の延べ面積として良いか	請負実績額に関する施工実績についてのみ、建物全体の延べ面積としてよろしい。
11	実施要領P13	「4実施体制」にて、主任技術者は、兼務が可能でしょうか？	実施要領P13 4 実施体制 1) から7) に定めるとおりです。
12	実施要領P19	「1提出方法等(3)」にて、「正本1部、副本1部」とあります。正副の違いは、正が捺印などの原本、副がそのコピーと考えてよろしいでしょうか？	よろしい。
13	実施要領P19	「3提出書類 (9)実績を確認できる資料」にて、「管理技術者、主任技術者」などの実績は、どのような資料を添付すればよろしいでしょうか？特に、民間案件の場合は、何を添付いたしましょうか？	様式7-2に示す添付書類を添付して下さい。いずれの書類もない場合に限り、所属する企業において押印した技術者の実績証明書(任意様式)を添付して下さい。
14	実施要領P34 評価基準 別表2	実施要項P34「別表2 実績」の欄で、設計業務主任技術者などの「実績は問わない」となっています。一方、評価基準「別表1」では、「評価の視点」の欄で、実績などが記載されています。参加要件としては「実績は問わない」が、「評価の視点」にある実績を有していると、加点されると考えてよろしいでしょうか？	よろしい。
15	実施要領P.7	4.参加資格(1)参加者定義より、市内業者を構成企業、又は協力企業とすることに務めることとありますが、市内外業者区分は問わないとの理解でよろしいでしょうか。	市内外業者の区分については、実施要領P9 3 業務別の参加資格に示す要件によります。